別紙

令和７年度児童扶養手当・特別児童扶養手当システム運用支援等業務受託資格確認書

岩手県知事　達増　拓也　様

（届出者）住　　所

名　　称　　　　　　　　　　　　　印

代表者名

　下記の資格を有することを証明します。

令和７年３月　日

記

１　資格要件

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成12年岩手県告示第885号。以下「規程」という。）第６条第１項に規定する名簿に規程第２条各号に掲げる業務の資格者として登載されていること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　令和７年度児童扶養手当・特別児童扶養手当システム運用支援等業務委託実施希望届提出の日までの間に、岩手県から、規程第２条に規定する情報システム開発業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。

⑸　ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

⑹　情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成９年通商産業省令第47号）の表の上覧に掲げる「プロジェクトマネージャ試験」「システムアーキテクスト試験」「ネットワークスペシャリスト試験」「ＩＴサービスマネージャ試験」「データベーススペシャリスト試験」の合格者を雇用していること。

⑺　過去において、岩手県内で児童扶養手当・特別児童扶養手当システムの運用の実績を有すること。

⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団でないこと。